

# 公益認定等委員会 だより

リニューアル  
第2号(その9)  
平成24年  
1月1日発行



公益法人協会主催シンポジウムで挨拶する蓮舫大臣(11/30)

(事務局から)  
リニューアルした「公益認定等委員会だより」の第2号を発行いたしました。第1号でお伝えしましたとおり、委員会だよりの紙面を活用して、活動を紹介したい法人を募集しておりますので、ご興味のある方は6ページを是非ご覧ください。

## <目次>

- P2 委員長からの新年の挨拶
- P3 米公益法人インディペンデント・セクターダイアナ・アビブCEOとの懇談
- P4 よくある誤解への回答
- P5 申請サポートに関する情報
- P6 公益法人協会主催シンポジウムに蓮舫大臣が出席
- P6 活動紹介したい公益法人の募集

## 内閣府への申請状況 (平成23年12月28日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1586	534	964	88
移行認可	1135	536	562	37
新規認定	121	27	76	18

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行  
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行  
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

# 新年の挨拶

公益認定等委員会委員長 池田 守男

明けましておめでとうございます。

昨年は3月11日に発災した東日本大震災の地震や津波によって、東北地方を始め各地に甚大な被害が生じ、また福島第1原子力発電所の事故もあり、我が国は、これまでには例を見ない国難に直面しました。そして多くの尊い命が失われました。まだまだご不便な生活を送られている方も多くいらっしゃるかと思います。お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害にあわれた方々に改めてお見舞い申し上げます。

今後の復旧・復興に向けて解決しなければならない課題は多々ありますが、多くの個人や法人が被災者のために積極的な活動をされている姿を拝見させていただくにつれ、大変感動するとともに、日本固有の「互助・互惠」の精神が蘇っていることに一条の光を与えられた思いがいたします。また、3月31日の公益認定等委員会からのメッセージを受け、新たに支援活動を始めていただいた法人もあると聞いています。この場を借りて改めて感謝申し上げます。今回の震災は大変不幸なことではありましたが、一連の支援活動を目の当たりにし、平成23年が「公益活動元年」となり、「民」が社会を支える新しい時代に変革する出発点になったのではないかと感じています。被災地に対する長期的な支援が必要と考えておりますので、本年も引き続き積極的な活動をお願いいたします。

公益認定等委員会では、このような民間による公益活動の増進を図るため、平成20年12月に施行された新公益法人制度への移行を目指す法人の審査に取り組んでまいりました。審査にあたっては、「柔軟かつ迅速」、そして「温かい」審査を心掛け、これまでに約850法人を公益法人として世の中に送り出してきました。今後も、法人目線に立った審査を行い、民間による公益活動が活発に行われるよう取り組んでまいりたいと思います。

移行期間は残り2年を切りました。まだ申請を検討されている法人におかれましては、内閣府が用意しております様々な申請サポートを活用しながら、できる限り早く申請していただきますようお願いいたします。

また、新たに一般法人を設立された方々、すでに特例民法法人から一般法人に移行された方々におかれましても、より活発に公益活動に取り組めるよう、税制の優遇措置が備わっている公益法人への認定に是非チャレンジしていただきたいと考えています。委員会としても、法人の「志」を尊重し、そのチャレンジのお手伝いさせていただきたいと考えております。前向きなご検討をお願いいたします。

これからは「新しい公共」の考え方が必要となります。行政が中心となり、公共サービスを行っていた社会から、公益法人を始めとする新しい公共の担い手が、重層的に公益活動を行い、多様なニーズにきめ細かく対応していく、そんな社会が期待されます。そのためには、寄附文化を醸成させることが大変重要でありましょう。様々な法人や団体、個人が、寄附やボランティア活動に、積極的に参加できる社会を、私たちの手で創造しましょう。そのために公益認定等委員会も、様々な課題に取り組んでまいりますので、ご協力いただければ幸いです。本年もよろしくようお願いいたします。

平成24年1月1日

# 米公益法人インディペンデント・セクター ダイアナ・アビブCEOとの懇談

平成23年12月1日、(公財)公益法人協会のご紹介により、米国の公益法人Independent SectorのCEOであるダイアナ・アビブ氏をお招きし、池田公益認定等委員会委員長、常勤委員3名との間で、懇談会を行いました。民間による公益活動の先進国である米国を代表する公益法人の代表者であるダイアナ・アビブ氏から、「寄附文化の醸成」について、お話を頂きましたので、紹介させていただきます。



ダイアナ・アビブ氏のご説明(アビブ氏の発言は右記のとおり)の後、雨宮委員より「寄附金の使途や、いかに効率的に公益に使われているか、ということ、正確なデータを公表しながら発信していきたい。民間の活力を公益に活かすということを考えていきたい。」という発言がありました。また、海東委員からは「日本でもかつては、他者のために何かをするという考えがあった。しかし、現在は個人主義が強まり、そういった考えが育ちにくい状況にある。米国のように家族や宗教活動の場などで、寄附を学ぶ機会がない中で、どう寄附文化を育てるかが課題だと思う。」という発言があり、出口委員からは「ボーダレスで行われる公益活動に対して、情報共有や統一した制度作りが必要になると思うので、この機会を活かして、今後もこの関係が続けさせてほしい。」との発言がありました。

終わりに、池田委員長より、「今日お聞きしたことを参考に、日本に寄附文化を一般に定着できるように努力していきたい。」という発言がありました。

## 「寄附文化の醸成」について

社会の構成員である「個人に対する動機づけ」として重要なものは、“両親から受ける教育”、“宗教的活動、文化的・社会的活動、学校生活”だと考えています。なかでも、両親から受けるものは、心の内面に深く根付くため、とても重要です。ですから、ボランティア活動を家族ぐるみでやって欲しいということを、私たちは強く言っています。

次に、「寄附金を集める非営利法人にとって大事なこと」は、どのような事にいくら必要で、集められた寄附金がどのように使われたか、ということ、を明確にすること(説明責任を果たすこと)です。そうすることで、寄附者の寄附に対する理解が深まり、非営利法人にとっても、必要な資金が集めやすくなるのです。

最後に、少し視点の違う話になりますが、「寄附活動を活発にするために政府がとるべき政策」をお話しします。それは税制です。例えば、米国ではハリケーン・カトリーナの際に、税制優遇が受けられる期間を4カ月延長し、付加的な税制優遇を受けられるようにしたことで、より多くの寄附を集めることができました。「税金として政府に渡すより、直接的に民間公益活動団体へ渡して活用してもらいたい」と思っている人の考えに合致したからです。

しかし、税制優遇には、複雑な問題もあって、特定のポピュラーな領域にばかり寄附金が多く集まる一方で、政府の税収が減ってしまい、本来政府が手を差し伸べるべき領域へのケアができなくなってしまう、というような弊害が起こる可能性があります。基本的な税制優遇を設けたうえで、特定の分野に応じた優遇制度を設けるなどして、適切な方向・領域へ寄附金の流れを作ることが大事だと思っています。

## ダイアナ・アビブ氏プロフィール

○米公益法人Independent SectorのCEO

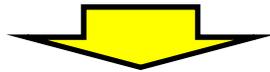
○米国上院財政委員会の要請でIndependent Sectorが招集した非営利部会で専務理事を務め、非営利団体のガバナンス、透明性や責任能力を強化することを推奨するとともに、そのための行動指針となるガイドを発行し、15万部以上が非営利団体に配布された。

# よくある誤解への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度への移行申請について様々な問い合わせが寄せられています。今回も、先月号に引き続き、公益法人への移行を希望しながら、制度上公益法人への移行が困難と判断し、一般法人への移行を選択してしまう場合に見られる誤解についてご説明いたします。

## 【質問】

公益法人に移行したいのですが、公益法人への移行認定の審査はハードルが高かったり、長期間を要したりするのではないですか。また、少しでも申請書類に不備な点があれば、いきなり不認定になってしまうのではないですか。



## 【回答】

1. そんなことはありません。内閣府では「柔軟かつ迅速な審査」を実施しており、審査に当たって確認する項目については、公益認定等委員会の委員と相談の上、審査に関わる本質的なものに絞り込むなど、メリハリのあるスピーディーな審査ができるよう心がけています。

※内閣府では、公益認定等の処分について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定しており、移行認定や移行認可、公益認定については申請から4カ月を目途に処分することを標準としています。

2. また、審査の際には、法人と連絡を取りながら、申請書類で説明された事業内容や財務内容について確認を行っています。もし申請書類に不備がある場合でも、審査担当者から個別に修正が必要な箇所等をお伝えしますので、その際に修正いただければ認定を受けることが可能です。

3. 内閣府では、民間による公益活動を行う志を持つ法人による創意工夫や自主性をできる限り尊重し、多様な公益の担い手を一つでも多く積極的に世に送り出していきたいと考えています。ぜひ公益法人への移行にチャレンジしていただきたいと考えています。

※制度面においても、収支相償や公益目的事業比率の調整額など、公益法人への移行には様々な特例が設けられています(詳しくは過去の「よくある誤解への回答」などをご参照ください。)

## <審査の流れのイメージ>



# 申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

## ① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231（メール）hiromi.obata@cao.go.jp

## ② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

## ③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から中旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、2月の窓口相談については、1月10日（火）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの  
・定款の変更の案の内容等に関するもの

## ④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

## ⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

本年度は地方での開催も拡充しております。

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。なお、次回の合同相談会（1月18日（水）に東京で開催）については、1月10日（火）まで参加申込を受け付けております。相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）。

# 公益法人協会主催シンポジウム(11月30日)に 蓮舫大臣が出席

公益財団法人公益法人協会が主催しましたシンポジウム「自然災害と市民社会組織の役割-東日本大震災の経験から-」において蓮舫大臣が来賓として挨拶しましたのでご紹介いたします。

内閣府特命担当として、新公益法人制度を所管しております蓮舫でございます。今日はこうして、公益財団法人公益法人協会主催のシンポジウムが、かくもたくさんの方々のご参加により開催されることを心からお慶び申し上げます。

まさに今日で、新公益法人制度が施行されて丸3年となりました。残り2年間で、今ある公益法人の皆様方にご判断をいただき、新しい制度に移っていただく期間が、ずいぶん残り少なくなつてまいりました。おそらく、今日来られている方たちは、もうすでに新しい制度に移行されていると思いますが、政府としましては、まだたくさんの方が申請をしていない状況にあるということ、非常に重い課題だと受け止めておりますので、一つでも多くの法人に申請をしていただきたい。その部分では、いつも太田理事長には大変お世話になっておりますので、あらためてここでお礼申し上げたいと思います。今、太田理事長からもお話がありましたとおり、3月11日の東日本大震災発災からまもなく9ヶ月が経とうとしております。1万6千人を超す尊い命が亡くなり、今なお5千人弱の方たちが行方不明という状況でございます。命の尊さ、自然の無情さ、また自然との共存の大切さというものを、今回の津波、地震、そして原子力発電所の事故によって、日本人のみならず世界中の方たちが同じ思いを抱いたことだと思っております。ここにおける日本の今の政府の責任は、たった一つ、この震災から1日も早く復旧・復興する、乗り越える。そして今、被災地で大変つらい生活を余儀なくされている方たちが、震災前の生活に戻る。さらには、日本経済全体が元気になっていくための措置を講じていきたい

と、あらためて思っております。

実は、このあと基調講演があるのですが、先日、公益財団法人ヤマト福祉財団に公益認定等委員会の委員長と視察に行きました。今回の震災を受けて、実に多くの公益法人の皆様方が“新しい公共”という非常に貴重な活動をしてくださっております。それは、人の支援でもあり、物資の運搬でもあり、あるいはボランティアとしての役割であり、何らかの形で誰かが必ず誰かを必要としている。そのまさに担い手役を自ら率先して担っていただいております。ヤマト福祉財団におかれましても、本体のいわゆる宅急便業務の荷物1個の利益から定額を寄附して、そして実際にそのお金で、現地で必要な物資を供給している。おそらく、あとで詳しく話があると思いますが、私が感動したのは、この活動に参加をして、自分の預けた荷物の利益が被災地の役に立つということを知った方が、リピーターが1億人、1億個の荷物が増えたということを知った時に聞きました。私は日本人の絆の深さというものを、あらためて実感すると同時に、その絆をつむぐ役割である公益法人の皆様方のお力に、心から敬服いたしました。寄附税制を拡充いたしました。まだまだ足りないと思われるところもあると思いますが、政府としては、私も、全力で皆様方の活動のお力を、ぜひバックアップさせていただきたいと、あらためて思っております。どうか今日のシンポジウム、基調講演等も含めまして、皆様方の活動がこれまで以上に、さらに闊達になることを心からご祈念を申し上げ、冒頭、私のご挨拶とかえさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

## 活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

### (応募手続き)

公益法人information ([https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/)) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム <https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html> から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

### (留意事項)

- ・ 特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・ 掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- ・ ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・ 大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

### (本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL : 03-5403-9524 e-mail : koueki-info@cao.go.jp